

様式第七（第4条第7項関係）

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
平成30年6月15日
 2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称
京都大学イノベーションキャピタル株式会社
 3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容
役職員の構成
社外取締役について、2名退任、1名選任
(変更前) 取締役6名（うち京都大学役職員を含まず、社外取締役5名を含む）
(変更後) 取締役5名（うち京都大学役職員を含まず、社外取締役4名を含む）
 4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期
法人設立の日の翌日から（但し、資金供給については、イノベーション京都2016投資事業有限責任組合組成の日の翌日から。）。
- ※名称、代表者、所在地、出資者、組織図、特定研究成果活用支援事業の内容については変更なし